

亜鉛の排出基準強化の施行について



中央環境審議会の報告による全国的な「全亜鉛」の環境基準超過、その排出源の業種が多岐にわたっていることなどの背景により、環境省及び国土交通省は、以下に示す 5 省令の亜鉛に係る基準を強化しました。

基準値：2mg/l 以下

施行日：平成 18 年 12 月 11 日

1) 該当法律

- ① 排水基準を定める省令（水質汚濁防止法）：平成 18 年環境省令第 33 号第 1 条
- ② 排水基準を定める省令（下水道法）：平成 18 年政令第 354 号
- ③ 海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令：平成 18 年環境省令第 33 号第 2 条
- ④ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令：平成 18 年環境省令第 33 号第 3 条
- ⑤ 南極地域の環境保護に関する法律施行規則：平成 18 年環境省令第 33 号第 4 条

なお、改正省令の施行にあたり施行日から 6 ヶ月間（平成 19 年 6 月 10 日まで）の猶予期間が設けられています。（注：海洋投入処分に係る廃棄物の判定基準については平成 19 年 3 月 31 日までの間）

2) 暫定基準

現時点で基準に対応することが著しく困難と認められる以下の 10 業種に暫定基準を設けています。

| | 暫定排水基準 | 期間 | 暫定期間終了後 |
|--|--------|-------------------------------|---------|
| ①金属鉱業 | 5mg/l | 施行後5年間 (平成23年12月10日 まで) | 2mg/l |
| ②無機顔料製造業 | | | |
| ③その他の無機化学工業製品製造業 | | | |
| ④表面処理鋼材製造業 | | | |
| ⑤非鉄金属第一次製錬・精製業 | | | |
| ⑥非鉄金属第二次製錬・精製業 | | | |
| ⑦建設用・建設用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る) | | | |
| ⑧溶融めっき業 | | | |
| ⑨電気めっき業 | | | |
| ⑩下水道業 (①～⑨に属する工場又は事業所から排除される下水を受け入れている下水終末処理施設を有するもので一定のものに限る。) | | | |

当社では亜鉛を含め、金属分析および排水分析に実績があります。今回の亜鉛基準強化への対策として、ぜひ一度ご相談下さい。詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、竹下(フリーダイヤル0120-01-2590 内線293、246)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

